

みやぎ型管理運営方式
要求水準及びモニタリングに係る基本的な考え方

令和元年10月28日時点

目次

1. 要求水準及びモニタリングの方針

2. 主要な項目について

- ① 水質
- ② 情報開示
- ③ 災害時対応
- ④ 財務

1.要求水準及びモニタリングの方針

要求水準

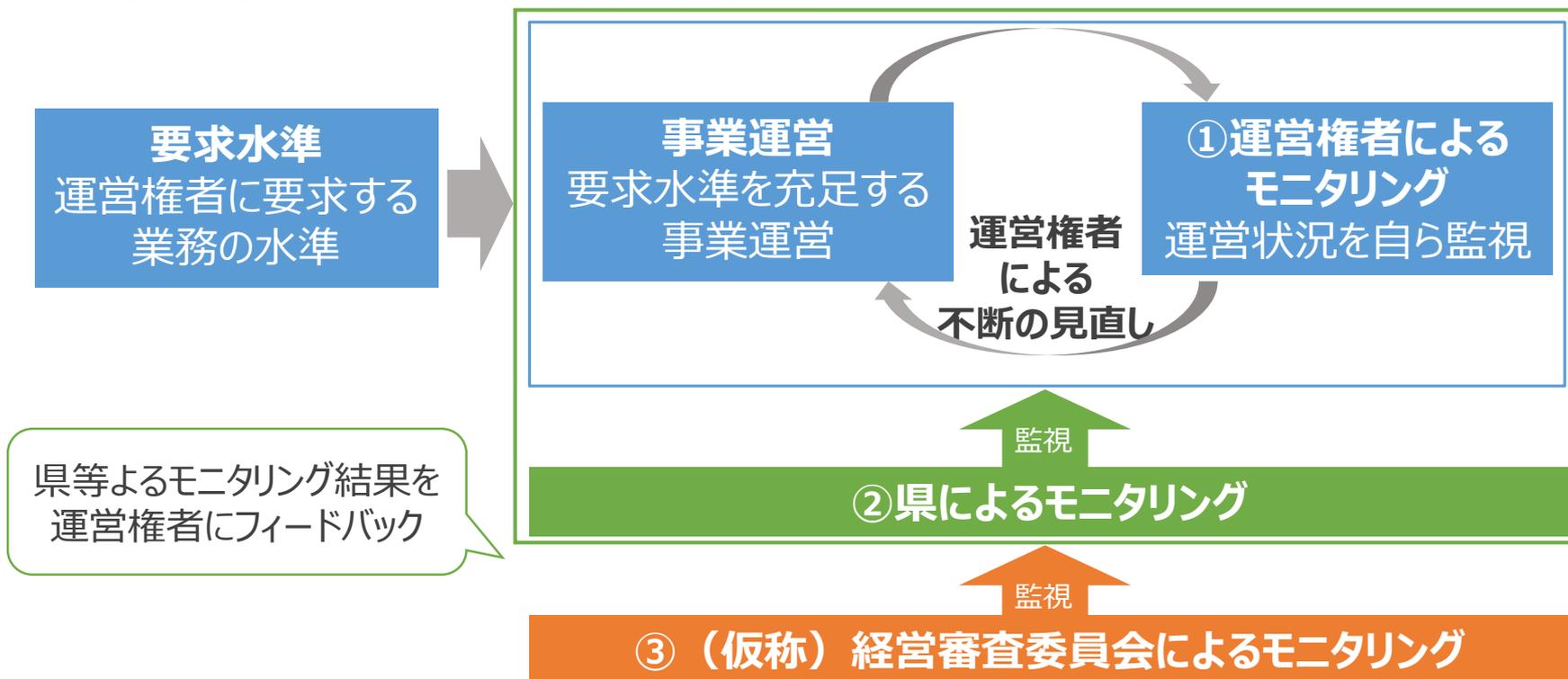
- 要求水準とは
 - 運営権者に要求する業務の水準
- 要求水準の基本方針
 - 水道3事業は、県民や県内企業が生活又は事業活動を行う上で不可欠な公共サービスであることから、**安定的な経営**を求める
 - 運営権者が遵守すべき**水質基準は、現行体制と同等**を求める

モニタリング

- モニタリングとは
 - 要求水準を安定的に充足することを確認するための監視
- モニタリングの基本方針
 - ①運営権者によるモニタリング、②県によるモニタリング、③（仮称）経営審査委員会によるモニタリングの**三段階モニタリング**により、運営権者による**適切かつ確実な事業運営**を確保する
 - モニタリング結果を運営権者にフィードバックし、運営権者が不断の見直しを行うことによって、**質の向上・安定的な事業運営**を図る

要求水準とモニタリングの関係

- 県が適切な要求水準を設定
- 要求水準を充足する具体的運営方法を、運営権者は自らの責任と判断において設定し、事業を運営
- 要求水準の遵守状況をモニタリングし、**結果を運営権者にフィードバックして、必要に応じて運営方法の見直しを行う**



三段階モニタリングの実施

三段階モニタリングによる適切かつ確実な事業運営の確保

① 運営権者によるモニタリング

- 運営権者は、自らが作成した計画に基づき、本事業の運営状況が要求水準を遵守しているかについて、モニタリングを実施

監視

② 県によるモニタリング

- 県は、運営権者から提出された書面及び会議体において運営権者からの報告を受け、**財務状況及び要求水準の達成状況について確認・監視**を行う
- 県が必要と判断した場合は、県は**現地確認や抜き打ち検査**を実施

監視

③ (仮称) 経営審査委員会によるモニタリング

- (仮称) 経営審査委員会は、運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果の確認・監視を行う
- (仮称) 経営審査委員会は、本事業の運営状況について、**中立的な立場で客観的な評価・分析**を行い、県及び運営権者に対して意見を述べる
- 県及び運営権者は、(仮称) 経営審査委員会における意見を尊重して事業運営に当たる

(仮称) 経営審査委員会

項目	内容
位置付け	宮城県企業局の附属機関として設置 (県条例により位置づけ)
委員	上工下水道事業に精通した専門家（技術、会計、法務等）等で構成
役割	以下の項目等について中立・公平な意見を求める ・ 本事業のモニタリング（運営権者によるモニタリング結果及び県によるモニタリング結果の確認・監視等） ・ 予測困難な環境変化による運営権者収受額の定期改定、臨時改定の内容 ・ 料金改定時の内容 ・ 改築計画書の内容 ・ 事業終了時の残存価値相当額 等 ・ 県と運営権者の紛争内容
費用	(仮称) 経営審査委員会に係る費用は県が負担する

2. 主要な項目について

- ① 水質
- ② 情報開示
- ③ 災害時対応
- ④ 財務

水道水質基準

県の役割

- 水道法に基づく51項目の水質検査はこれまでどおり県が実施
- 県が独自に設定している13項目については、法定基準より厳しい県基準を要求する
- 運営権者が県基準・管理目標を遵守し、適正な体制で運転していることを監視、さらに抜き打ちで検査

- さらに、現在県が独自に実施している168項目(令和元年度時点)の水質検査もこれまでどおり県が実施



運営権者の役割

- すべての水質基準を満足するために、さらに厳しい自らの管理目標を設定
- その管理目標を満たしていることを常時監視しつつ運転管理

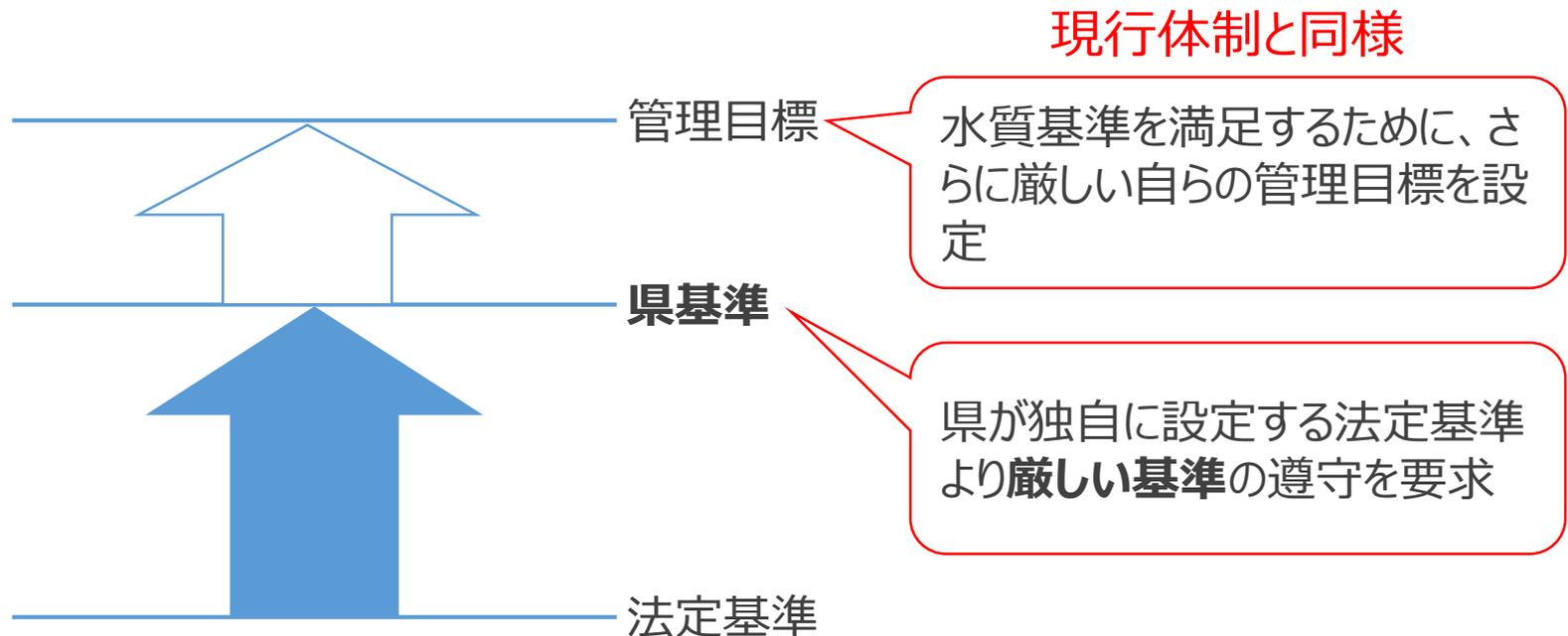
従来以上に厳しい
万全の体制構築

(仮称) 経営審査委員会

- 県、運営権者の双方がそれぞれの役割を適正に果たしていることを監視
- 水質が良好に保たれていることを第三者の観点で確認

水道水質基準

- 水質検査51項目のうち、13項目（うち1項目は51項目以外）については、現行体制と同様の県基準の遵守を運営権者に要求



水道水質の検査項目

県が法定基準より厳しい県基準を設定する13項目

1 一般細菌	8 アルミニウム及びその化合物
2 濁度	9 総トリハロメタン
3 色度	10 ジクロロ酢酸
4 ヒ素及びその化合物	11 トリクロロ酢酸
5 ジェオスミン	12 pH値
6 2-MIB	13 残留塩素(51項目以外の項目)
7 有機物 (TOC)	

□主な設定理由

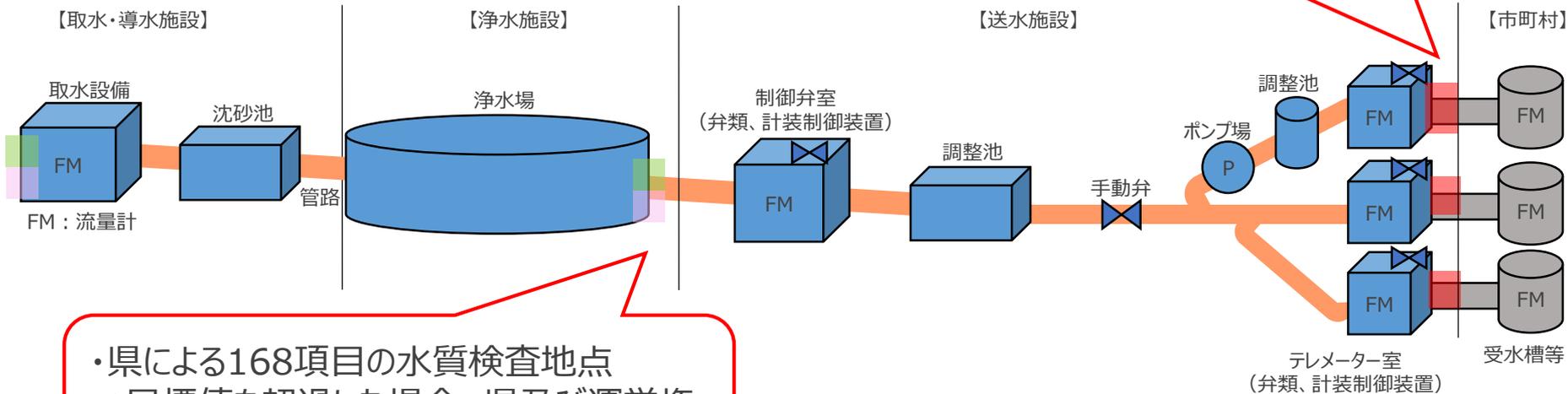
- 一般細菌、2MIB、ジェオスミンに関しては、過去の経験値を元に算出し基準値を設定している。
- 総トリハロメタン、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸などの消毒副生成物や、その前駆物質である有機物 (TOC) は受水団体の要望を受け設定している。
- 残留塩素は末端に到達する間に消費される事から、そのことを考慮し設定している。
- その他の項目については、原水水質によらず、浄水処理過程において水質をコントロールするため県独自基準を設定している。

水道水質の遵守地点

- 市町村受水点における水道水質の遵守を運営権者に要求

現行体制と同様

- 51項目の運営権者の水質遵守地点
- 県がこの地点で水質検査を実施
⇒検査結果を運営権者にフィードバック



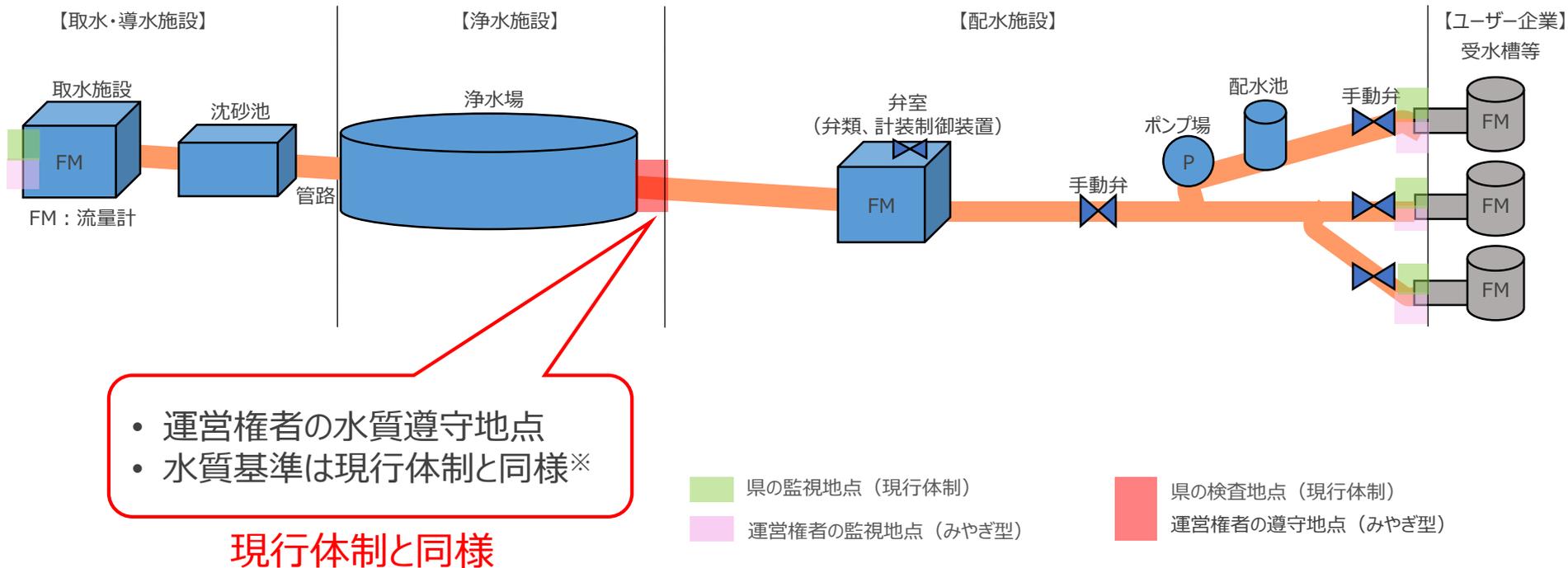
- 県による168項目の水質検査地点
⇒目標値を超過した場合、県及び運営権者は原因追記の上、対応策を共に検討

現行体制と同様

- 県の監視地点 (現行体制)
- 運営権者の監視地点 (みやぎ型)

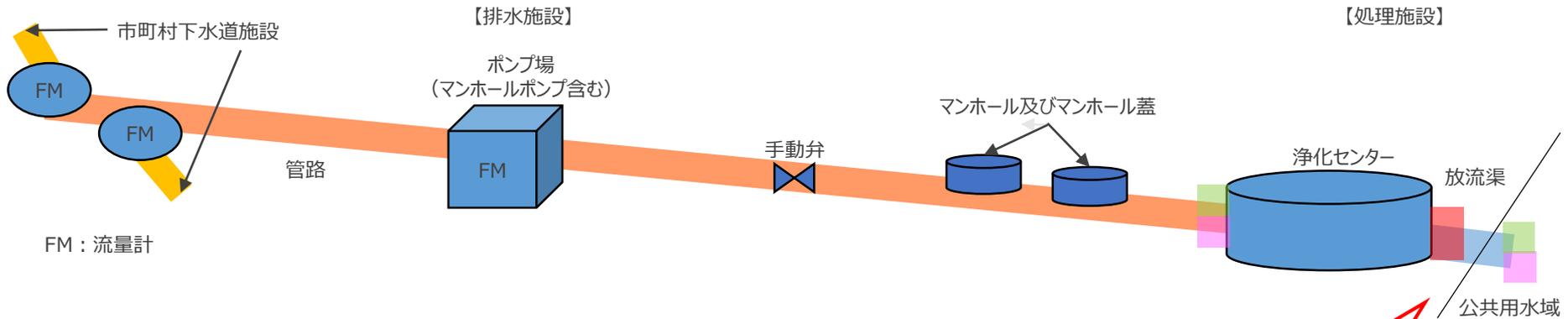
- 県の水質検査地点 (現行体制 みやぎ型)
- 運営権者の遵守地点 (みやぎ型)

工業用水の水質及び遵守地点



※仙台北部工業用水道事業においては、本事業開始前に濁度低減処理施設を稼働予定であり、当該施設稼働後の水質基準を運営権者に要求するものとする

下水道の水質及び遵守地点



■ 県の監視地点（現行体制）
■ 運営権者の監視地点（みやぎ型）

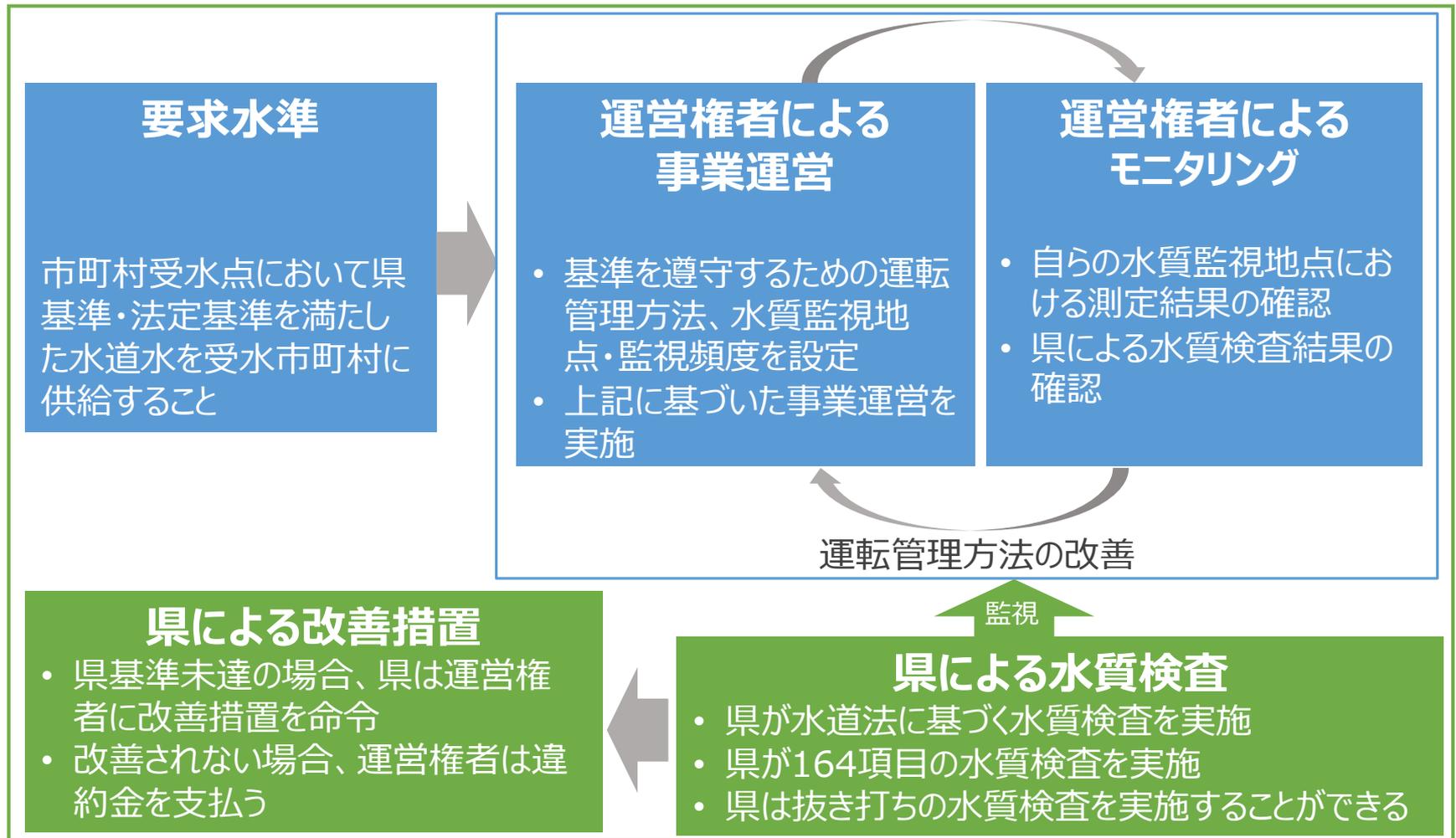
■ 県の検査地点（現行体制）
■ 運営権者の遵守地点（みやぎ型）

- 運営権者の水質遵守地点
- 水質に係る43法定項目のうち6項目については県基準を設定

現行体制と同様

現行体制と同等の水質が確保されるために水質基準を設定し、県による水質検査を実施

要求水準とモニタリングの関係



情報公開

運営権者の役割

- 県が指定する事項の公表
 - 事業計画
 - 財務諸表
 - 維持管理報告書 等
- さらに自主的・積極的に情報を公表

県の役割

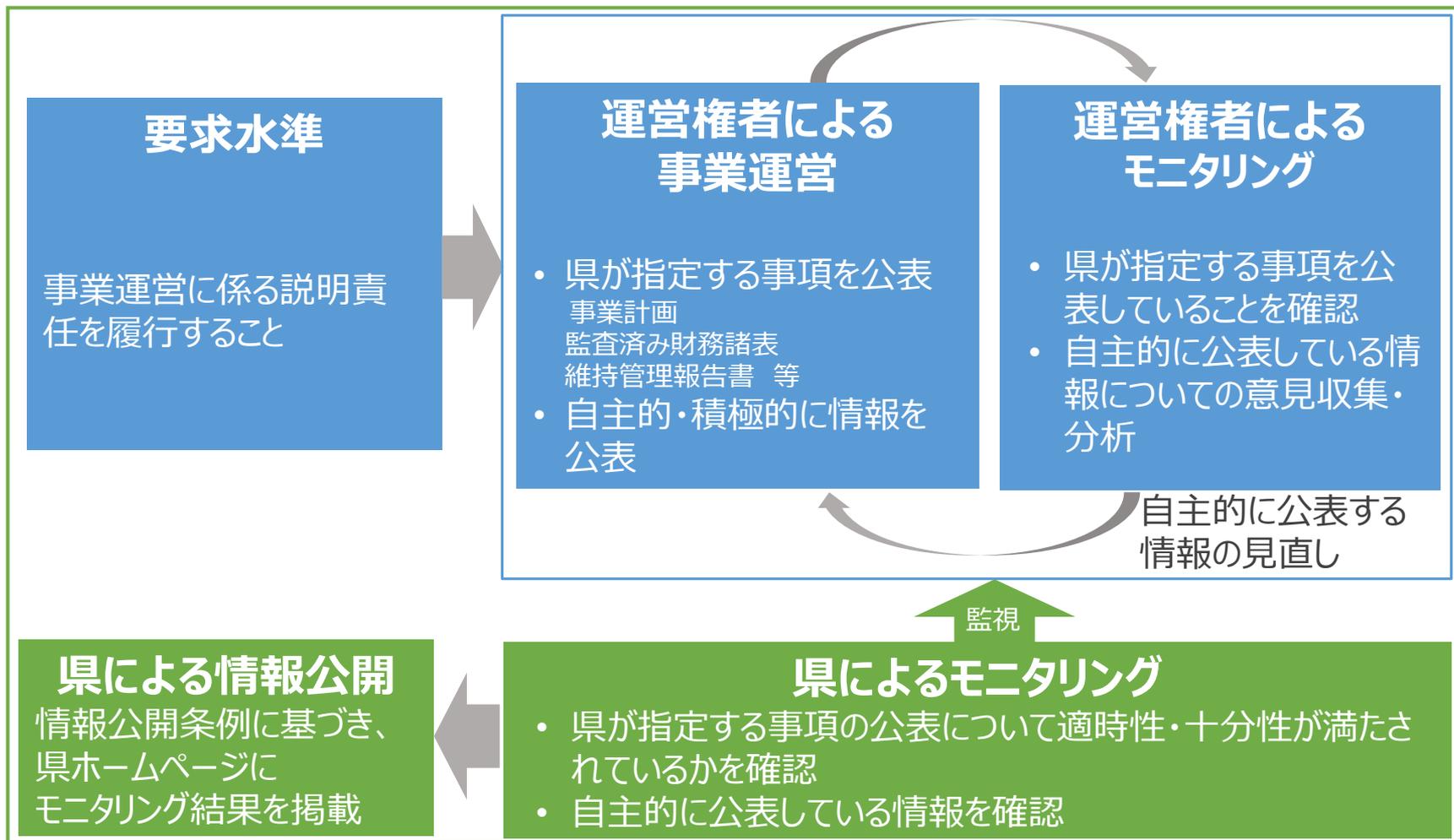
- 水道水質、財務状況等のモニタリング結果の公表（県ホームページ等）
- 情報公開条例に基づく情報開示

(仮称) 経営審査委員会による監視

事業の実施状況・運営権者の経営状況の透明性を確保

本事業に係る適時、適正な情報が公平かつ継続的に公開され、透明性が確保されるために、情報公開に係る内容を規定し、公開状況をモニタリング

要求水準とモニタリングの関係



災害時の対応フロー

災害の発生

県と運営権者で協力して被害状況等を調査
それぞれの被害状況の対応について協議

災害復旧制度の
対象となるもの

災害復旧の制度※を活用し、
県が主体となって復旧・復興業務を行う

※運営権者が建設した施設も含め県が所有権を持つため、現在の災害復旧の制度を活用できる。

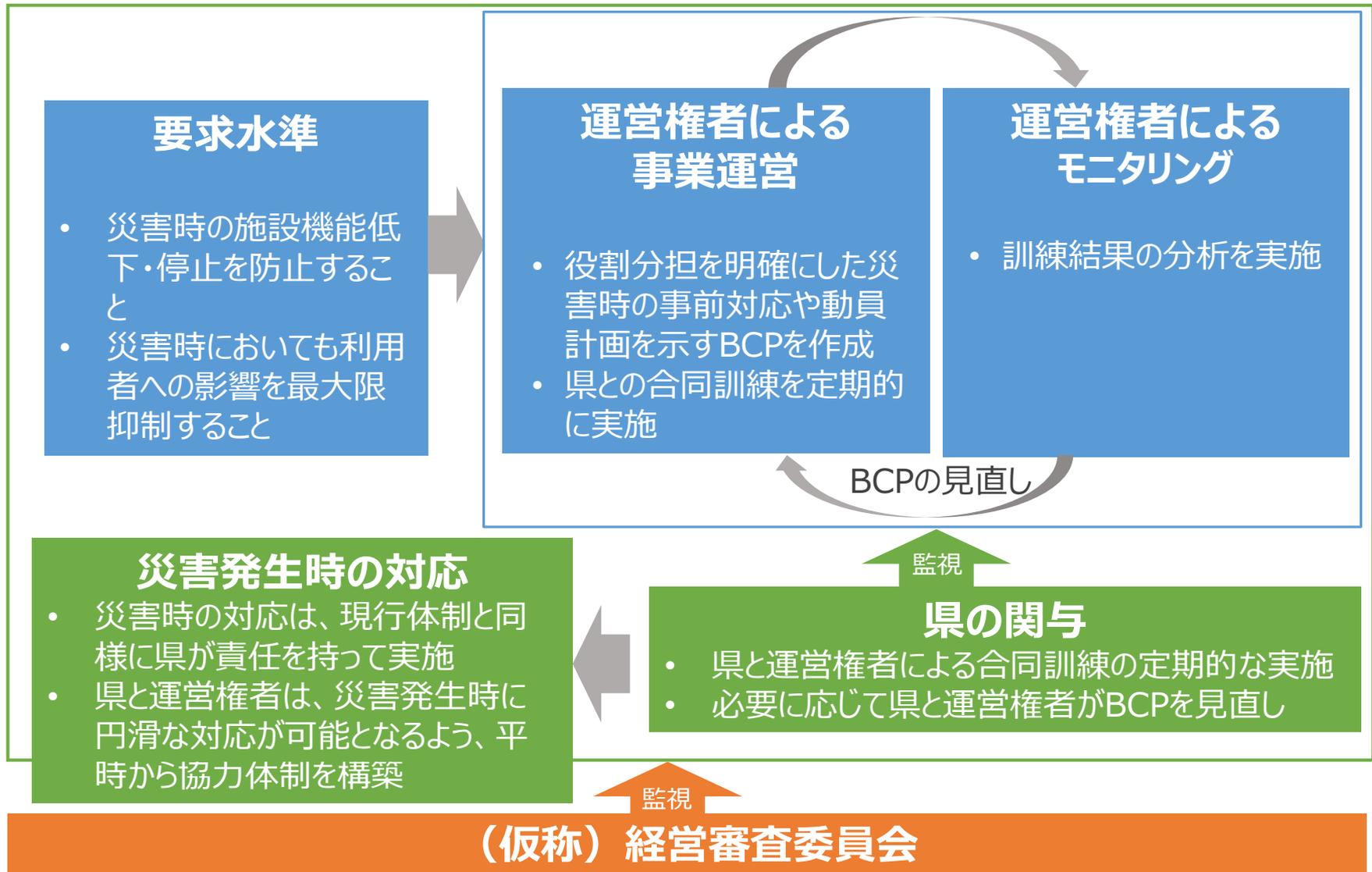
災害復旧制度の
対象とならないもの

運営権者がこれまでどおり維持管理の範疇で対応

人員の派遣等が必要となった場合には、日本水道協会会員の相互応援協定、日本下水道施設管理業協会及び日本下水道管路管理業協会との災害等支援協定等により応急復旧等を実施

災害時の**施設機能低下・停止を防止する**とともに、**利用者への影響を抑制するため**に、BCPの作成・改善及び定期的な訓練の実施を義務付け

要求水準とモニタリングの関係



財務

運営権者の役割

- 事業計画の作成及び計画に基づく運営
- 財務健全性に係る指標の月次セルフチェック
- 年度ごとの財務書類作成と財務状況のセルフチェック
- 会計監査人による監査を受ける

県の役割

- 事業計画の審査
- 月次・四半期・年次で運営権者の財務状況をモニタリング
- 事業計画と乖離が生じている場合には原因の特定と改善指導

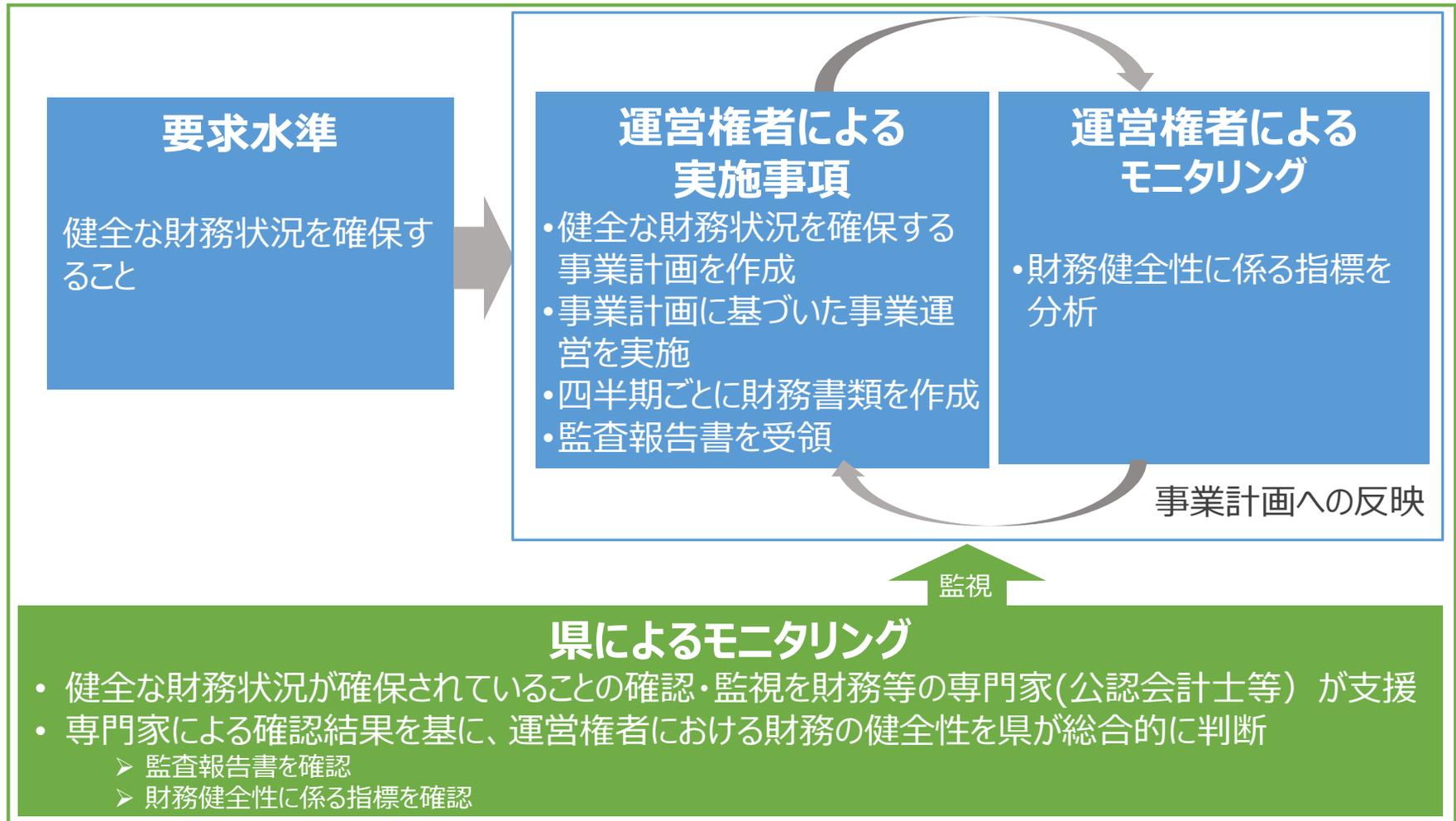


(仮称) 経営審査委員会による監視

運営権者の経営の健全性を確保

要求水準とモニタリングの関係

事業期間に渡って健全な財務状況が確保されるために財務状況をモニタリング



監視

(仮称) 経営審査委員会

事業の継続性

① 事業者選定での十分な審査

- ・事業計画の適正性
- ・実績や実施体制等を含めた評価項目（単なる価格競争ではない）
- ・事業の継続性を担保する措置の提案を求める
- ・条例に基づく宮城県民間資金等活用事業検討委員会による審査（委員は有識者から構成）

② 経営状況のモニタリング

- ・県が運営権者の経営状況等をモニタリング
- ・専門家等で構成される（仮称）経営審査委員会によるモニタリング
⇒問題がある場合は改善指導

③ それでも万が一、運営権者が事業撤退することとなった場合

- ・運営権者には、県又は県の指定する者への**業務引継ぎを義務付け**
- ・引継ぎが完了するまでの間、運営権者の責任で**事業を継続することを義務付け**
- ・事業の継続性を担保する措置の実行

要求水準及びモニタリングのポイント

- ① **水質** 上水・工水・下水とも現在と同等の水質を求める。
※水道 法定51項目+168項目については水道事業者として
これまでどおり県が検査を実施。
- ② **情報開示** 公開する内容をあらかじめ県が指定して公開する
仕組み。
- ③ **災害時対応** これまでどおりの体制で対応できる仕組み。
- ④ **財務** 県が必要なチェック項目や書類を義務付ける。